

高額療養費のご案内

- ※ オンライン資格確認による情報取得に同意された場合、市町村窓口等での申請の必要が不要となり、「限度額適用認定証」の提示は必要ありません。

限度額適用認定証の申請(70歳未満)

- 事前の申請により入院費の窓口でのお支払いが、月単位で一定の限度額となります。
- この取り扱いを受けるには、健康保険証の発行元に事前の申請を行い、「限度額適用認定証」を入院時に外来受付にご提示ください。
- 事前申請の手続きをされていない場合は、窓口でお支払い時の限度額は適用されません。

限度額は所得に応じてア・イ・ウ・エ・オの5段階に区分されます。

区分	対象者	月額の上限度	多数該当
ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53~79万円の方	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28~50万円の方	80,100円+(総療費-267,000円) ×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

- 自己負担限度額は、各月の1日から末日までの金額です。
(例)4月26日に入院し5月8日に退院される場合
→月をまたいでいますので、4月・5月、それぞれ限度額までの支払いが発生します。
- 保険適用外の料金(差額ベッド代、食事代、パジャマ代など)は、含まれません。
- 緊急入院あるいは、申請中で、認定証を入院当日にご提示いただけない場合は、病棟スタッフにその旨お伝えいただき、お手元に届き次第、ご提示ください。
- 入院中に他科を受診した場合、請求方法が異なる場合があります。
- 入院と外来は適応が別となりますので、入院時と外来受診時で別にご提示が必要となります。
- 認定証の申請先
 - ・協会管掌健康保険→全国健康保険協会各都道府県支部または勤務先の社会保険事務担当係
 - ・組合管掌健康保険→勤務先の社会保険事務担当係
 - ・各種共済組合→勤務先の社会保険事務担当係
 - ・国民健康保険(組合)→各組合の事務担当
 - ・国民健康保険(市町村)→区市町村役場の国民健康保険担当係

自己負担限度額について(70歳以上)

- 「後期高齢者受給者」「高齢受給者証」をご提示いただくと、各月の1日から末日までの負担額が下表の自己負担限度額までとなります。
- 住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請が別に必要となります。
- 70歳以上の方で、医療費を3割負担されている方は「限度額適用認定証」の事前申請が別に必要となります。
- ご提示は入院時に外来受付にご提示ください。
- ご提示が遅れると有効な認定証をお持ちであっても利用できない場合があります。

限度額は所得に応じて区分されます。

区分	対象者	月額の上限額	多数該当
現役並みⅢ	現役並所得者(3割負担) (標報83万以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
現役並みⅡ	現役並所得者(3割負担) (標報53~79万以上の方)	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
現役並みⅠ	現役並所得者(3割負担) (標報28~50万以上の方)	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	一般 (1割または2割負担)	57,600円	44,400円
低Ⅱ	低所得者Ⅱ	24,600円 ※別途申請が必要	
低Ⅰ	低所得者Ⅰ	15,000円 ※別途申請が必要	

- 保険適用外の料金(差額ベッド代、食事代、パジャマ代など)は、含まれません。
ただし、標準負担額減額認定証をお持ちの方は、食事代の減額が受けられる場合があります。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請先は区市町村役場の国民健康保険担当係です。
- 限度額適用認定証の申請は
70歳~74歳の方 健康保険証の加入元へお問い合わせください。
75歳以上の方 お住いの市町村の窓口へお問い合わせください。